

## 第1回税制全体のグリーン化推進検討会

2024年2月5日（月）10:00～11:15

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
  - (1) 税制全体のグリーン化推進検討会の開催について
  - (2) 令和6年度環境省税制改正要望の結果について
  - (3) 労働・資本から環境汚染・資源利用への税制のシフト・拡大について
  - (4) その他
3. 閉 会

### 配 付 資 料 一 覧

#### 【資料】

- ・ 資料1 税制全体のグリーン化推進検討会の開催について
- ・ 資料2 令和6年度環境省税制改正要望結果について
- ・ 資料3 労働・資本から環境汚染・資源利用への税制のシフト・拡大について

・ 議 事 概 要

1. 税制全体のグリーン化推進検討会の開催について

環境省から資料1について説明。

2. 令和6年度環境省税制改正結果について

環境省から資料2について報告。

3. 労働・資本から環境汚染・資源利用への税制のシフト・拡大について

事務局から資料3について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 税制全体のグリーン化では、環境に関連してインセンティブを与えるための減税という手法もあるので、税収がマイナスになる取組も含めて環境関連税制やその規模を捉えた方がよい。
- 環境税や環境税制改革は汚染者負担原則に基づくもの。この概念は古くからあるもので、改めて提起するには更なる理論の強化が必要。
- 米国のIRAやEUのグリーンディールの状況も踏まえる必要がある。
- 税による環境に対する効果と所得分配効果は切り離して考えるべきである。所得格差は所得税等で対応し、環境に対して負の影響を与えている場合は、所得格差への対応とは別なものとして、環境税制として考えるべきではないか。
- 労働課税を税制改革の中で活用していく際の社会・経済・産業・雇用に対する影響は、応用一般均衡モデルを用いて「二重の配当」を実証することが重要。
- 環境に資する形での税制を通じた補助金である租税支出か、直接支出のどちらがよいかという議論があり、税制改革を考える中では、租税支出がより良いことを論証していく必要があるかもしれない。
- 汚染者負担原則的な環境税のあり方に近いものとして、環境汚染に課税すると同時に、その税収で環境汚染を減らす活動に補助金を出す仕組みを検討することが必要ではないか。
- 二重の配当に係る議論については、我が国の状況を踏まえつつ、国民の受容性を考慮に入れて、リアリティのある議論をする必要がある。
- 日本国憲法の下での私有財産の保護を踏まえると、担税力のないところから国家が強制的に何かを徴収することは、慎重に考える必要がある。課徴金や賦課金であっても、租税の強制的徴収を用いる場合は、租税法律主義の趣旨に沿って課税標準を定め、税率・料金を定める必要がある。

- 経済学的には、環境税を課すと、同じ目的を達するためにより負担が小さい手段に移行する。外部性を内部化するという意味では、税も賦課金も同じように働く。
- 環境関連税制が多様化していくときに、様々な税金の利用の仕方があるということは念頭におきつつ、消費税等の関係との整理も重要。

以 上